

付議事件及び審議結果

7月22日上程

報告第 3号 町長の専決処分事項の報告について 7月22日 同意

議案第30号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について 7月22日 可決

平成21年第2回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 7月22日(水)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○町長招集あいさつ	3
○報告第3号、議案第30号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	4
○町長閉会あいさつ	16

## 平成21年第2回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成21年7月22日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 7月22日 午後2時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	林 春 江 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	山 崎 金 一 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議案第 30 号 平成 21 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 2 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

なお、村田建設課長から出張のため欠席する旨の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第 120 条の規定により、13 番 柳澤澄君、1 番 田中邦義君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（春日君）** 本日ここに平成21年第2回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にご出席を賜り開催できますことを心から感謝申し上げます。

紆余曲折はあったようでございますが、昨日、衆議院が解散され、8月30日、総選挙の日程が示されました。国民一人一人の判断が求められるところでございます。国民生活の真の向上につながればと期待しているところでもございます。

6月議会終了後の6月23日に食育・学校給食センターの起工式を挙行いたしました。より安全で完全な給食、食育の拠点となる施設として来年2月末の完成を目指してまいります。

昨日と今日にかけて、千曲川改修期成同盟会をいたしまして、新潟にございます国土交通省北陸地方整備局にいろいろ出向きまして、前川局長、中村河川部長の皆さんと直接お会いし、千曲川右岸堤防道路に係る案件を要望してまいりました。国道18号線上田坂城バイパス半過トンネル工事に伴い、県道長野上田線が全面交通止めになったため、その迂回道路として仮設道路として利用しておりますが、22年の3月、国道バイパスが鼠橋まで竣工するというにあわせまして、その道路については通行止めという意向も示されているところでもございます。

この築堤の整備そのものは長年の町の夢でもあり、また上田坂城町の交通の要所でもございます。さらに有事の際には上田市と坂城町連携の水防活動にその堤防道路が必要不可欠ということでもございます。また、バイパスが鼠橋まで竣工することにはなっておりますが、その先線の工事の具体的な方向等が見えてまいりません。こうした段階での対応といたしましては、大変憂慮する状況にもあるわけでございます。局長あるいは河川部長さんにいろいろ要望する中で、大変厳しい状態であることには変わりありませんが、行政や住民の要望を踏まえて検討するというお話も出てまいりました。

なお、建設課長は引き続き私の代理として国の方へ今日いろいろと要望に参っており、欠席させていただいているところでもございます。

本臨時会でご審議をお願いします案件は、専決処分事項の報告、一般会計補正予算の2件でございます。一般会計補正予算（第3号）は、国の今年度補正予算による経済危機対策臨時交付金に係る事業を計上いたしました。現段階におきましても、

公共投資臨時交付金事業の要綱や各省の具体的な内容も示されない部分もございますが、必要な工事期間も確保しなければならないということで、今臨時会に上程するものでございます。よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会のごあいさつといたします。

---

議長（春日君） 日程第4「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第5「議案第30号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」までの2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 提案理由の説明を申し上げます。

専決第9号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

本案は、町内企業がそれぞれ決算を終え、税還付が増加したことに伴い、急を要する案件として6月30日に専決いたしましたものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金から3千万円を繰り入れ、歳出といたしましては、税償還金、還付加算金で3千万円を追加いたすものでございます。

続きまして、議案第30号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明いたします。

本案は、主に国の経済対策を受けて事業を進めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,400万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億8,846万2千円といたすものでございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金の地域活性化経済危機対策臨時交付金1億3,330万1千円、安全・安心な学校づくり交付金9,046万1千円、学校情報通信技術環境整備補助金2,697万1千円、農地等整備保全推進事業費補助金577万5千円、地域発元気づくり支援金の県支出金で232万6千円、基金からの繰り入れ516万8千円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出でございますが、坂城小学校の耐震化事業で1億4,673万円、学校情報通信技術環境整備事業で6,194万6千円、食育・給食センター太陽光発電設備

整備事業で3,305万円、農地有効利用支援整備事業で1,395万8千円、体育施設整備としてラン・ウォーキングステーションの整備349万円、地域防災計画の見直しとして200万円でございます。よろしくご審議をいただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時16分～再開 午後2時26分）

議長（春日君） 再開いたします。

なお、10番 池田博武君から早退の届けがなされており、これを許可してあります。

---

◎日程第4「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 私は、かねがね議会のあり方として専決というのは避けるべきだという思いでおります。地方自治法に定められた年度末に來ての補助金や、そういう特異な例はともかくとして、専決というのは議会をないがしろにするのではないかという思いで、この二元民主主義の地方自治のあり方において私は賛成できない。できるだけ議会を開いていただいて、議論をして、審議をして決めていただくと。ましてや予算は自治法に基づく97条の議決案件そのものでございまして、そういう面から非常に今回は、この補正予算、ある意味においては不満を持っております。まず、そこで3点ほどお聞きをいたします。

まず1点でございますけれども、この3千万円、還付金、去年の10月以降、急速、急激な町内企業が、いわゆる経営悪化といたしますか、受注の減少ということで操業度が極端に落ちております。そういうことを踏まえて、一応当初予算で8,500万円という還付金を見込んだんですけれども、それがいよいよ決算になったということで、通常3月の決算の場合は5月末の2カ月ごろ決算ということでございますので、そういう面からいって、私はこれは当然議会を開いても開く時間があつたのではないかという思いをしているものでございます。

そういう中でひとつ、私どもが何も知らないのに、いきなり6月30日に専決されて、7月1日ですか、『信濃毎日新聞』にあれだけ大きく3千万円を補正で還付が増えたということが記事に出るとのこと自身、私どもは何も知らないのに『信

毎』にああいう大きく載るということ、それはどういうことなのか、その説明をまず1点お願いいたします。

それから、ただいま申し上げましたけれども、今回、緊急という性格にそぐわないのではないかという思いでございます。わけても町村の議会は、ご承知のとおり3日間あれば開会できるわけでございます。なぜ、そういう手を選ばなかったか。臨時議会というものを選ばなかったか、理由について説明をお願いいたします。

それから、3点目でございますけれども、こういう専決案件について今後も、できることなら災害とかそういう緊急時を除いては臨時議会を開くべきだと思いますが、町長の所見をお聞きして、以上3点について説明と所見をお願いいたします。

**町長（中沢君）** 田中議員の思いは思いとして、専決については長に認められた権限でございます。長の判断により専決することは何ら問題はありません。よろしくお願いたします。

**総務課長（宮下君）** 還付金の関係につきまして、5月末には出るというお話がございました。決算につきましては、事業者によりまして毎月決算がございます。12カ月の中には、すべての企業が決算をするということでもあります。基本的には決算の事業終了日の翌日から2カ月以内に申告納付ということでございますが、会計監査人の監査を受けなければ決算が確定できない法人にありましては1カ月延長ができるということでもありますので、ほぼ大きなところは3カ月の中での申告ということになりますので、3月の決算を迎えた法人、大きな法人につきましては6月の末ということになります。ですので、5月末にはこの金額というものは確定していないということでございます。

それと7月1日ということでしたが、7月8日の新聞記事だと思います。これにつきましては、7月7日に取材を受けたものでございまして、この日付を見ましても町が取材をお願いしたものではありません。新聞記者の方で他市町村の状況を見ながら、そういったものがあるのではないかと、企業の町ではどうなのかということ取材を受けたわけでございます。この取材を臨時会を開催していない議会のご報告の前であるということで拒否するということは、報道の自由、住民の知る権利を阻害するものであるということの中では記事として、大きさは私どもで決められる内容ではございませんので、その辺はご了解をいただきたいと思っております。

先ほど長の専決処分のところにありましたが、ご案内のとおり、長が特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないものにつきまして処分することができ

るということは、議員さんご案内のとおり、地方自治法179条に定められておりまして、これにつきましては、客観性があることが当然でございますが、この認定は長がするものでございます。

また、この措置における報告につきましては、次の会議において、これを議会に報告し、その承認を求めなければならないとされております。この次の議会ということでもありますので、普通でいうと9月の定例会ということになりますが、本日臨時会が開催されておりますので、今臨時会がこの197条第3項にいう次の会議ということでございますが、これにつきましては判例におきましても臨時会を次の会議として含まれているということを示されております。

1番(田中君) ただいま自治法の179条の専決ができるという規定について総務課長から説明があったわけですが、町長の長の判断としてできるんだという、それはちょっと拡大し過ぎているのではないかと私は思います。やはり議会が議決事件ということで予算を定めるということになっておりますので、議会にかけるといことが本来あるべき姿であると思いますね。そういう面で、今、議会改革とか地方自治改革なんか進めている自治体なんかにおいては、代表的なのは通年議会というようなことで議会の会期を長くして、その間はいつでも議会を開けるということで専決をなくしていくというような流れにあるわけなんですけれども、そういう面で、私はやはり議会と、それから首長との民主主義の、地方自治の体制を考えたときに、やはりできるだけ専決というのは厳密な意味において緊急性を要するというものを選ぶべきだということを強く町長に要求したいなと思っております。

今後も長の判断でできるというお考えですけれども、議会が町の中の議会でございますので、いつでも招集、3日あれば招集できるんですから、ぜひそういうことで専決はできるだけ少なくしてもらいたいような取り組みを要望をいたしておきます。

それから『信毎』に載ったということでございますが、7月7日に取材ということでございます。町が取材提供を呼びかけたのではないということなんですけれども、議会の議員が専決されたということ自身も知らないのに、そういうことをされるということを、もしそういうことであれば、当然議員にファクスなりで取材の7日に終わった後、こういう形でやったというようなことを連絡するべきではないかと私は思います。何も知らないで新聞を見て「へえー」というようなことで済む問題ではないのではないかとということで、議会をないがしろにする面もありますと私は思いますので、ぜひその辺を客観性ということで、あくまでもやはりこれは災害

とか緊急性を要するというを前提に、本質的に理解、解釈を、運用をしてもらうべきではないかと思いますが、もう1度その辺を総務課長、説明をお願いしたいと思います。

**町長（中沢君）** 田中議員さんにも各市町村の運営状況を十分勉強していただきたいなど、こんな思いもいたします。私が私の判断でというのは、その前段として、法に基づき私の判断でということで、勝手に私がするわけではありません。坂城町の場合、そんなに田中議員が言われるように専決をしているわけでもございませんし、やむを得ない場合に限ってということでもご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**総務課長（宮下君）** ご質問ですけれども、私自身、議会をないがしろにしているつもりもございませんし、これは新聞社の方の正当な取材を受けているわけでございます。それに基づいて、いろいろなファクス等でお知らせすべきではないかというようなご意見はそれなりに承りたいと思いますが、今議会におけます専決処分事項というのは、これは法に基づきまして企業にお返ししなければならないものであります。還付金、加算金でありまして、1日置くだけで利息、加算金がつくわけでございます。まさにこの専決処分事項というのは典型的な中での典型であるというふうに考えておまして、それ以上のものではないというふうに考えております。

**議長（春日君）** ほかにございますか。

（進行の声あり）

**議長（春日君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

---

◎日程第5「議案第30号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

**議長（春日君）** これより質疑に入ります。

**6番（入日さん）** 5ページの農地費についてお伺いします。

説明で010624農地有効利用支援整備事業ですが、これは具体的にどんなことをするのでしょうか。

それから、その下の6ページの学校の情報通信機器等ということで3,798万円、これはパソコンの更新だと思んですが、何台新しく購入できるのか。その辺をお伺いします。以上です。

**産業振興課長（宮崎君）** 5 ページの農地有効利用支援整備事業についてご説明申し上げます。

これにつきましては、国の経済対策というようなことで国から土地改良団体連合会を通じて来ている補助事業ということでございまして、これについては農地を有効利用していくということで、これに必要な、例えば水利施設の老朽化によって営農ができなくなったり、そういう恐れのあるところを1事業あたり200万円以下という制限の中で補助金交付というようなことでございます。これの財源については約50%というようなことで、残り分については国の経済対策の交付金も得られるというようなことでの取り組みでございます。

内容につきましては、農振農用地内の事業というようなことで、私どもの基本的な考え方は、町単補助事業制度があるわけでございますが、農振農用地内で町単だけではなかなか補い切れないもの、かつ緊急を要するものを選ばせていただきまして、7事業を選択いたしましたしてございます。これは水路改修工事がほとんどということございまして、ただ1点農道という部分もございまして、これは先般の災害の中で南日名の一部の農道が落ちてしまったと。農道といたしますか、林道といたしますか、落ちてしまった。そこの復旧に充てたいというような部分で、7事業、水路改修等で7事業を選択させていただいてございます。

それと土地改良区の中でポンプの水槽等漏水があるというようなことの中で、それらの土地改良区の工事3件でございまして、採択といたしますか、事業化して実施していくというようなことでございます。それに伴う測量工事費、補助金ということでもよろしく願いいたします。以上です。

**教育次長（塚田君）** 6 ページの情報通信機器等3, 798万6千円、台数のご質問ですが、情報整備事業ということで、パソコンだけではなくて何台か種類の違ったものも購入するようになっております。デジタルテレビということで、テレビがデジタル化されていくということで12台、電子黒板4台、それから児童用のパソコン145台、教員用のパソコン51台、そのほかに周辺機器ということで入っておりますが、総体的には以上の1中学校3小学校への導入の台数であります。以上です。

**6番（入日さん）** 先ほど農地の有効利用の支援事業で50%は国からで、あとの50%は町ということですか。それとも工事の事業主体というか、例えば土地改良区なりの負担金とか、そういうこともあるんでしょうか。

**産業振興課長（宮崎君）** 補助残につきましては町ということでございますが、これについては、今の臨時交付金というようなことでもございますので、町での持ち出しは基本的にはないというような、細かい部分では端数とかそういう部分はございますが、ないという、そういうことでよろしく願いいたします。

**1番（田中君）** 3点ぐらいちょっとお聞きします。

まず1点ですけれども、歳入の関係ですけれども、これは5月に決まった緊急経済対策の臨時交付金ということで、補助率はほとんど100%、基金から516万円ですか。ということは、ほとんど今回のこの事業については、補助率は100%国で見るということでよろしいかどうかをちょっと説明というか、お願いします。

それから2ページでございます。

2ページの歳入の一番下の款17の繰入金でございますけれども、財政調整基金繰入金が232万8千円あります。先ほどの専決した中でも3千万円、財政調整基金から取り崩しているわけですけれども、残額はこれでどのくらいに、この時点になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから次に6ページでございます。

教育の関係でございますけれども、15の工事請負費1億3,900万円、この内容で小学校耐震工事が1億3,900万円になっております。20年度の補正で南条11棟、それから村上が4棟という耐震診断を委託をして委託料が出ているわけですが、この委託をしたものをすべてがこの1億3,900万円で耐震化が行われるのかどうかということで、ちょっと説明をお願いします。

最後に、ちょっと今回、予算がないので、産業振興課長にお聞きしたいんですけども、国の緊急経済対策の中には緊急雇用創出の3千万円ほど拡大がありますよね。事業拡大。これは今回は補正にないけれども、それはどうなっているかということ、説明を以上4点お願いします。

**総務課長（宮下君）** 事業につきましては、国が2分の1、そして残りが基金ではなくて交付金ということでありますので、ほぼ100%がこの事業で行われているということでございます。

それと基金の残高でございますが、財政調整基金が6億8,941万7千円、それから文教施設整備資金も今回284万円おろしてございますので、残額が2億2,649万1千円でございます。

**教育次長（塚田君）** 6ページの小学校耐震化工事1億3,900万円につきまして

は、町長の議案説明でも申し上げてありますが、坂城小学校の耐震化事業に使用するということで、全額坂城小学校であります。坂城小学校の関係の中では耐震補強、それから大規模改造等という名目で使われますので、体育館、校舎、プレイルーム、一応この3棟を予定しております。この金額です。以上です。

**産業振興課長（宮崎君）** 緊急雇用創出基金事業の関係についてご答弁申し上げます。

これにつきましては、第2次分というようなことで3年間で3,100万円ぐらい来るといふように内々示いただいているところでございますが、先ごろもメールが参りましてお盆前後に県のヒアリングをしたいというようなことでございまして、9月補正に向けて予算等お願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**1番（田中君）** 小学校の耐震化、そうですね、ちょっと私、聞き漏らしちゃって、坂小の関係を全額やるということですね。それで国の緊急経済対策ではスクール・ニューディールということで耐震化に5千万円近く出しているんですよ。小・中学校の耐震化ということで、国では。これは新たにニューディールでは今回が1億3,900万円というか、これがもう限度なんですか。それともまだ可能性があるんですか。

ということは、町は耐震化が『信毎』の情報というか、あれを見たときに全県的にも進んでいないということが表で示されておりますので、この際、国でも小・中学校の耐震化にグリーン・ニューディール政策で4,980億だか、かなり割いていますので、これをもし使えるんなら使って耐震化工事を進めるべきだと思うんですけども、その辺はどうなのか、ちょっと説明をお願いします。

**教育次長（塚田君）** お答えをいたします。

国の政策的な面については、ちょっと何とも言えないんですが、今、南条の方の工事がその事業に充てられていかれるかどうかということでは検討はしております。ただ、ニューディールの政策が今後どのような形で国の方から示されてくるかというのはまだはっきり把握できておりませんので、その時点で対応をしていきたいというふうに思います。以上です。

**11番（円尾さん）** それでは、5ページの消防費の中で印刷製本費というのが200万円補正として計上されてきているので、中身的には想像はつくんですけども、これは何の印刷なのか説明いただきたいと思います。

それからもう1点は、6ページの小学校の耐震という形で、今のお話で坂小です

が、日程的なものでどういう日程を考えておいでになるのか。本来だと夏休みなんかにやっていただけるのが一番いいんですけども、実際に今、予算が通って夏休みということとはとても考えられないんですけども、どんな日程を考えておいでになるのか、その辺をちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから7ページ、食育・給食センターの建設、結局、太陽光の関係ですけども、今、工事が始まっていますので実際やっているんですけども、それとの関連で、これは増工にしていくのか、それとも単独で事業という形をしていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

**住民環境課長（塩澤君）** 5ページの消防費の中の印刷製本費200万円の内容でございますけれども、これは地域防災計画の見直しに係ります追録の発行に要する費用ということでございます。

**教育次長（塚田君）** 小学校の耐震化工事の関係なんですけれども、今回予定されていますのが先ほど申しました体育館、それから南校舎と昇降口等の部分と、それからプレイルームということで、校舎に係る部分は南の部分のところというようなことで北校舎の方への移動、子供たちへの移動で事業の進行はできるというふうに考えております。ですから、本来、音とかそういうことを考えると休み中がよろしいかと思うんですが、これから日程的なものとかそういうものは学校とつめていくようになろうかと思うんですが、一応あいている校舎等もございますので、そこらの辺を活用しながら授業に差し支えない対応で進めていきたいと、そのように考えております。以上です。

それから太陽光につきましては、これから詳しい設計等に入っていくということになるんですが、金額がご存じのように3,200万円ほど計上してありますので、今後、選定委員会等の中で協議して指導を伺いながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

**11番（円尾さん）** 消防費については、やっとな防災計画がきちんとできるのかなということで、ちょっとほっとしているところです。

あと学校の関係なんですけれども、やはり子供たちがふだん生活している中で工事をしていくということですから、その辺が非常に気がかりなわけなんですけれども、現実には今この予算を通して契約はいつごろを見込んでいるのか。契約という形で工事の契約を議決、全部一遍にするのであれば、5千万円以上になれば議決事項にもなりますので、大体いつごろ契約をやるのか、考えておいでになるのか、そ

の辺もう1度確かめたいと思います。

それから食育・給食センターについては、今の工事に増工という形なのか、単独でやっていくのか、その辺のことをどういうふうに考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**教育次長（塚田君）** 失礼いたしました。今の耐震化の対応につきましては、学校との関係もごございます。これで予算をお認めいただければ体育館、それから校舎、プレイルームそれぞれの工事の量、日程、そういうものが大体わかってくると思いますので、それに基づいて工事の方を進めていきたい、そんなふうに考えています。ただ、授業をしながらということ、先ほどもあいている校舎はあるというふうに申しましたんですが、授業をやっていることもありますし、先ほどのご質問の中で、できれば休み中というような、休み中にできればというようなお話もありましたが、工程等を勘案しながら、そこらの辺は今後の協議の中で対応していきたいというふうに考えております。

それから先ほどの太陽光の関係ですが、補助金が何とか対応ができたということもありますので、その事業との関係もごございますので、できるものであれば事業に基づく単独というような形の工事の中で対応していければというふうに、そういうふうに考えます。以上です。

**2番（中嶋君）** 今、太陽光のお話が出てあれなんです、7ページですが、これは皆さんご存じのとおり、やはり世界的なことを考えれば日本が一番太陽光発電が多かった、たくさん取り付けてあったというのがドイツに抜かれたということで今、国もいろいろエコの関係で日本もまた巻き返さないといけないようなことで、将来的には太陽光発電で得た電気料も倍ぐらいにするとか、いろいろそういうお話が出ているわけで、特に公共施設へはこれからどんどん入れていくような方向づけになってくると。

その中で、やはり食育・給食センターも1度はちょっと太陽光発電は無理だよという話がありまして、それが今度は補助金が出るということで、とても私はよかったと思っております。やはり子供たちのそういう施設のようなところへは大いにあいうものをつけて子供たちに関心を持たせていくというのが未来に向かってのいい方向づけであると思うわけですが、南条保育園でもつけてあるし、今回も3千万なんぼの大きな予算づけの中でやるわけですが、もしわかるようでしたら、何kWぐらいなものを設定するか。それからまた今後、小学校の耐震化いろいろやっ

ているわけですが、将来的には体育館の上ですね、広いところへたくさんつけていただきたいと思いますと思うんですが、そんなようなお考えもあるかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。以上でございます。

**教育次長（塚田君）** 太陽光につきましては、いろいろな議論があったわけなんですが、費用対効果とかいろいろな面から考えると、いろいろな問題もあるわけですが、議員さんのご質問についてお答えをいたしますが、今回計画しておりますのは、年間推定発電量が29.9kWであります。

それから今後どうしていくかということについては、まだそこまで議論が行っておりませんが、今回この太陽光パネル、太陽光発電を設置することにつきましては、やはりCO<sub>2</sub>削減の効果とか、それから小・中学生への環境学習だとか、あるいは地球温暖化、省資源化、そういう意識を高めるといような意味合いが十分にありますので、今後についての導入については、またその時点で検討させていただきたいと思いますが、南条保育園に続いて今回入れる、そういった意識の効果については十分に期待をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**2番（中嶋君）** 何か年間、数字が少ないような気がしたんですが、こんなものかなと思ひまして。南条保育園の分もそうでしたけれども、割合本気になるんだけど、皆さん、少ないようなことを言っているんですね。国は一生懸命本気になってこれからどんどんやるぞというような話でもって言っているわけですが、私が一番言いたいのは、やはり何回か私も一般質問させていただいておりますが、小・中学校の子供たちが、特にエコ活動、ましてや坂城小学校の5年生でしたか、去年。それこそテレビにまで出てエコ活動をやっているなんてすばらしい番組が放映されて、皆さん周知のとおりだと思いますが、そういうことを考えると、私の一番言いたいのは、とにかく平和の風車なんかもうんと期待したんですね。だけど、あれは、町長も本気になっていただいてNEDOの方からいい補助金をもらいながら立派なものをやろうと、あの姿勢はとても私、買っているわけです。

ですから、その流れからいくと、風車はだめだという決定がおりた中で、まさに果物でも何でも坂城でつくればみんなうまいと、ぶどうでもりんごでもうんとうまいと。というのは、日本でも、ある意味坂城町は日本の砂漠だなんて言われたようなこともありました。今日は日食があったわけですが、日食のときは少し日が陰るようですが、とにかく日本でも有数の太陽が降り注いでいる坂城町だと思います。ですから、今後、さっきも言いましたけれども、小学校に限らず、公共施設のどこ

ろへどんどん私は太陽光発電をつけて、まさに日本一の太陽光発電の坂城町ぐらいにしていきたいと思いますが、この辺のところは町長にご答弁をいただきたいと思います。以上でございます。

**町長（中沢君）** 環境と申しますか、特に太陽光発電等に利用に基づく環境政策というのは、中嶋議員が諸々のご質問する中で、その熱意はわかるし、また大事な方向だなど、こんな思いもしているところでもございます。

しかしながら、一般的に太陽光というものを設置するには、それなりの助成金を得ないと設備ができないという面がありますし、そしてまた、10年、15年先には、その先の施設整備については何ら保証されていないと、こんな面があるわけでございます。

今回の国の経済対策の中でも、学校に対するひとつの太陽光というものについては優先順位はあるものの、奨励施策にはなっているわけでございます。ただ、坂城町は、そういうことの中で、それ以上に耐震化が優先と申しますか、学校の耐震化が大事だということで、そちらにシフトしたという経過もございます。

先ほども質問に出ておりますが、学校給食センター、それは食育給食センターという中でいろいろ論議していますと、そこには太陽光発電というものは別途に用意しなければならなかったという事情があり、50%、あるいは30%では、それは無理だということでギブアップした経過もございます。今度の政策の中でいろいろと文科省のその補助金を使うということでいろいろ論議しますと、それは学校でないから給食センターはだめだよというのが県の見解で、どさりと落とされました。しかしながら、坂城は、それを中心に4校のそれぞれの子供たちの環境教育をそこでやるだから、ぜひ認めてほしいという中で国の文科省の課長さんじきじきに財務省の方と話し合って特別に付加された経過もあるわけでございます。

そういうことをしながらも、できるだけそういった太陽光発電というものは時代の流れでございますので、入れていきたいということでもございますが、施策的には一定の経費の中で進めるので、優先順位ということにも変わってくるかなと。

それともうひとつのお話をしておきますと、まず、例えば食育・給食センターというのがございます。それはまちづくり交付金で国土交通省の方からの助成を受けたひとつの仕事でございます。今度は太陽光そのものは文科省の助成を受けたものでございますので、これを増工とか、そういうことでなくて、別の事業だと、こういう位置づけをいたします。

しかしながら、既に土台ができているんだから、そこへ随契ということをお願いしたならば、どれだけ費用対効果があるか、あるいはどういう有利なことがあるか等々を考えて随契の道をと。あるいはまた、競争の中で別個の事業だから別のほかの企業でもそれを入札にという、そういう考え方もございますが、今のところ一般的に申し上げますと、土台をつくる、そのところといろいろ交わすことにどのくらいの効果があるかということに目を向けながら判断してまいりたいということでございます。以上でございます。

議長（春日君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成21年第2回坂城町議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ご審議をお願いいたしました2件につきまして、原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。審議の中で出されたご意見等につきましては、より適切な事務事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

8月30日の総選挙の日程が示されたということで、その日に予定されておりました総合防災訓練でございますが、9月5日の土曜日に変更して対応させていただきます。また、8月2日には町民祭り「坂城どんどん」、8月15日には成人式等も予定されておりますので、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。坂城町の町民祭りは8月1日でございます。失礼いたしました。いろいろございますが、8月15日の成人式もぜひよろしくお願ひします。

梅雨が明け、暑い毎日が続きます。ご健康に留意され、ご活躍され、また町に対して格別のお力添えをお願い申し上げまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（春日君） これにて平成21年第2回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（閉会 午後3時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員